

報道関係者各位

令和 2 年 3 月 26 日

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける フリーランス・個人事業主を含む市内中小企業者に対して 習志野市独自の経営支援を行います

習志野市では、新型コロナウイルス感染症の影響によりセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた市内中小企業者を対象に、以下3つのアプローチにより、本市独自の経営支援を行います。

#### 1. 支払った利子の全額を補給します(全額利子補給)

習志野市中小企業資金融資制度(市融資制度)を利用して、セーフティネット保証4号または危機関連保証が適用される融資(※)を受けた事業者に対し、 支払い利子の全額を補給します。(令和2年3月中の融資も対象)

『借入れ金額』や『借入れ期間』による制限はありません。

対象者には、令和2年7月頃、手続方法等についてお知らせします。

※融資額:最大 1,000 万円 融資期間:**最長 10 年** 融資利率:1.8~2.5%

### 2. 支払った信用保証料の全額を補助します(全額保証料補助)

上記1と同じ事業者に対し、千葉県信用保証協会に支払った<u>信用保証料の全</u> 額を補助します。

申請受付の開始は、<mark>令和2年4月上旬</mark>を予定しています。

## 3. 支払った信用保証料を最大 20 万円補助します (保証料補助)

上記2の対象とならない事業者(市融資制度以外で、セーフティネット保証4号または危機関連保証が適用される融資を受けた事業者)に対し、千葉県信用保証協会に支払った信用保証料について、<u>最大20万円(20万円未満の場合は全額)</u>を支給します。(令和2年2・3月中の融資も対象)

\_\_\_\_ 申請受付の開始は、<mark>令和2年4月上旬</mark>を予定しています。

詳しくは下記問合せ先までお問い合わせください。

#### 問合せ先

協働経済部 産業振興課 担当:奥井 良和(課長) 電話047-451-7755

